

(写)

龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 6 日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市条例第 3 6 号

龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市手数料条例（平成 1 2 年龍ヶ崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第 1（第 2 条関係） 証明等手数料			別表第 1（第 2 条関係） 証明等手数料		
証明等の種類	単位	金額	証明等の種類	単位	金額
納税証明書	1 通	3 0 0 円	納税証明書	1 通	3 0 0 円
完納証明書	1 通	3 0 0 円			
滞納無証明書	1 通	3 0 0 円			
課税証明書	1 通	3 0 0 円	課税所得証明書（多機能端末機による場合を除く。）	1 通	3 0 0 円
			課税所得証明書（多機能端末機による場合）	1 通	2 0 0 円
非課税証明書	1 通	3 0 0 円	非課税証明書（多機能端末機による場合を除く。）	1 通	3 0 0 円
			非課税証明書（多機能端末機による場合）	1 通	2 0 0 円
課税（非課税）証明書（多機能端末機による場合）	1 通	2 0 0 円			
営業証明書	1 通	3 0 0 円	事業所証明書	1 通	3 0 0 円

固定資産（土地・家屋）評価 証明書	1 通	1 筆又は 1 棟 300 円 1 筆又は 1 棟増 50 円加算
固定資産（償却資産）評価証 明書	1 通	300 円
固定資産（土地・家屋）公課 証明書	1 通	1 筆又は 1 棟 300 円 1 筆又は 1 棟増 50 円加算
固定資産（償却資産）公課証 明書	1 通	300 円
資産証明書	1 通	300 円
償却資産証明書	1 通	300 円
固定資産（土地・家屋）無資 産証明書	1 通	300 円
固定資産課税証明書（土地・ 家屋・償却資産）	1 通	300 円
住宅用家屋証明書	1 通	1, 300 円
省 略		
減失証明書	1 通	300 円
名寄帳兼（補充）課税台帳 （土地・家屋・償却資産）の 写し	1 枚	10 円
地図複写（A3 判まで）	1 枚	300 円

固定資産評価証明書	1 通	1 筆又は 1 棟 300 円 1 筆又は 1 棟増 50 円加算
固定資産公課証明書	1 通	1 筆又は 1 棟 300 円 1 筆又は 1 棟増 50 円加算
固定資産資産証明書	1 通	300 円
住宅用家屋証明書	1 通	1, 300 円
省 略		
建物減失証明書	1 通	300 円
名寄帳兼課税台帳の写し	1 枚	10 円
地図閲覧	1 枚	200 円
地図複写（A3 判まで）	1 枚	200 円
特に手数を要する地図複写で 前段の地図複写により難しいも の	1 枚	800 円

狩猟税に関する証明書	1 通	3 0 0 円	狩猟者登録税に関する証明書	1 通	3 0 0 円
省 略			省 略		
備考 1 市税に関する証明は、1 年度をもって 1 通とする。ただし、法人市民税の納税証明書については、当該法人の 1 事業年度をもって 1 通とする。 2 省 略			備考 1 市税に関する証明は、1 年度 <u>1 税目</u> をもって 1 通とする。ただし、法人市民税の納税証明書については、当該法人の 1 事業年度をもって 1 通とする。 2 省 略		

付 則
この条例は、公布の日から起算して 7 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。